

平成 23 年 2 定 震災対策調査特別委員会

平成 23 年 6 月 9 日

亀井委員

公明党の亀井です。よろしくお願ひします。

まずはじめに、確認の意味で何点かお尋ねしますけれども、放射能による海水の影響についてちょっと聞きます。

今回の原発の影響もあって、放射能に汚染された水を海に流したという報道もありまして、これから夏季に向かって海水浴シーズンを迎えるんですけども、放射能による海水の汚染が心配されていて、私の地元近くにも有名な海水浴場がありますけれども、本当にこれから海水浴客が来るかどうかという、そういう心配をしている方もいたりします。これまでも海水の放射能濃度を測定してきたとは聞いているんですけども、改めて最新の状況をお伺ひしておきたいと思ひます。

環境衛生課長

今お尋ねの件ですけれども、海水の放射能濃度の測定につきましては、県内の海水の安全性を確認するために、今年度開設が予定されております県内 27 全ての海水浴場の周辺 25 箇所で採水をいたしまして、海水の測定を 5 月 9 日から開始しております。直近の 6 月 6 日、7 日に 2 巡目に入りましたところでございます。その結果、全て放射能は検出されておられませんということを確認しております。

亀井委員

具体的な手法はどんな感じでやっているんですか。

環境衛生課長

手法といいますと、検査の方法についてでございますけれども、毎週月曜日と火曜日にかけて市町の職員や保健福祉事務所の職員が、県内 25 箇所のうち 7 箇所程度の海水をバケツで採水いたします。それを県の衛生研究所に搬入して、衛生研究所にあります放射能検査機器を使用して、検査を行っております。

なお、茅ヶ崎の採水ポイント、7 箇所のうち 1 箇所は、必ず毎週 1 回採水して測定をすることとしております。

亀井委員

今後はどのような考え方で検査を実施していこうと、継続していこうと思ひますか。

環境衛生課長

県内の海水浴場は、6 月 24 日金曜日、逗子の海水浴場における海開きを皮切りに、7 月から 8 月にかけて本格的な海水浴シーズンを迎えることとなります。県内の海水の安全性を確認するために、シーズン中も継続して、茅ヶ崎の海水浴場周辺では週 1 回、その他の測定場所については毎月 1 回、海水の放射能濃度を測定し、測定結果を県のホームページ、記者発表等で速やかに公表してまいります。

亀井委員

では、ちょっと角度を変えてお尋ねします。

今までの議論で、午前中からもそうですけれども、学校の校庭ですとか幼稚

園とか保育園の園庭のことが話題になりましたよね。それで、なぜ話題になったかという、子供たちが遊ぶからなんです。例えば、子供たちが転んでけがをしたり、血を出したりして、そこに砂が付いたりすると、神経質な親は心配ですよ。この海岸、海水浴場にしても、海には入らないんだけど、肌を露出した人が砂浜にずっといて、時間を経過する方々が結構いるんですよ。海にほとんど入らない人たちも多いんです。ほとんど砂浜にいて、何かを敷くか敷かないかは別にして、砂浜にずっと滞在するというか、そこで一日過ごす人も結構いるわけです。肌を露出したままです。この海水浴場の砂はどうですか、大丈夫ですか。

環境衛生課長

先ほど来、危機管理対策課長も述べているとおり、県内の状況を考えまして、こちらについては、当面の間、検査をする予定はございません。

亀井委員

それで大丈夫なんでしょうかね。

環境衛生課長

大気の状態を考えると、福島における 3.8 マイクロシーベルト、年間に換算しますと 20 ミリシーベルトに換算されますけれども、そこまでも至らない 0.05 マイクロシーベルトでございますので、安全だと考えております。

亀井委員

とりあえず当面やるという方向性は見えないのでこのくらいにしておくんですが、やっぱり一番心配なのはそういうところだと思うんですよ。裸で寝転がっているわけだし、学校の校庭だって園庭だって、裸で走り回っているということも考えられるわけです。その辺の安全性がやっぱり危機管理だと思うんですね。

だから、この放射能が出る前からずっと水を測っていたの、私は知っていますよ。確認の意味で聞いているんだけど、ずっとやっていることはそのまま踏襲するんだけど、新たに、要するにもっと大切な砂場の皆さんの健康状態みたいなところは、今まで前例がないからなかなかできないし、そういう、要するにやる方向性でもないから、今、安全だと思いますというか、大丈夫だと思いますという、そういう推定なんです。

だけど、その推定というか安全だと言っていたのが、今回の地震では安全ではなかったんだから、その辺のところはもっとフレキシブルに考えていかないと駄目じゃないかなと思うんです。この辺のところはいかがですか。

安全防災局危機管理対策課長

放射能の関係については、各種検査しているところですが、その検査項目の見極めにつきましては、何よりも県民の健康と風評被害、また安心につながるものということで、いろいろと優劣とかバランスがあらうかと思うんです。その中から何をやっていくかということで検討していくわけですが、現時点で、トータルで見まして、農用地土壌についても県内 8 箇所を実施しているところでありまして、また海水浴場につきましては、今の答弁がありましたように全てやっている。空間放射線については全体に安定している

状況です。そんなトータルで考えているところでございますが、仮にこれも例えがちょっとおかしいかもしれませんが、土壌で最大検出値、県内では1キログラム当たり 202 ベクレルといった数字が出ておりますけれども、これを仮に1キロそのまま体内に1年間取り込み続けたとしても、健康に影響があるまでにはいかない、そんな指標もございまして、現状ではトータルでそんな形で考えているところであります。

亀井委員

海水浴シーズンというのは、ほとんど時限的なものですよ。1年間ずっとやれという話ではないわけですよ。だから、その辺のところは努力していただきたいなということは要望しておきます。

次に、海水の話をもたちょっと続けるんですけども、海は、海水浴だけじゃなくて、漁業の場でもあります。漁業に携わる漁師のみならず、海産物を消費する県民の不安というものはやっぱり払拭していかなければいけない。

海水浴場に対する検査については先ほど聞きましたけれども、例えば定置網、漁業でも遠洋漁業で遠くの方まで行っちゃうということではなくて、今、本当に魚介類も枯渇してきて、昔からずっと取り過ぎていたというのもあるんでしょうけれども、なかなか取れないので、定置網にして魚を捕獲しようというような漁法も結構あるんですよ。そういうところの海水というのは検査できないかなと思うんです。例えば、横須賀はそうなんですけれども、モニタリングボートといって、原潜や原子力空母が入ってきた後で、要するにボートで追っ掛けていって海水を採取しているんです。そこで放射能が漏れていないかどうかというのを検査しているので、例えばモニタリングボートみたいなものを使って検査することもできるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

水産課長

委員の御指摘のとおり、漁業者が働く場であるということで、漁場の海水の放射能濃度を把握することは大切だと思っております。例えば相模湾内の定置網は、遠くても岸から数キロメートル先にかけておまして、海水浴場に隣接するような場所に位置しています。また、相模湾では、西から東に向かう鹿島潮、また東から西に向かう引き潮という流れがございまして、海水は常に動いている状況がございまして。

そういうことから、海水浴場では、採水しています放射能濃度の検査結果を参考にすることができると思ひまして、現在、検査結果で特に高い放射能が確認されていないことから、特に定置網等の周辺での検査を行うことは今すぐ必要というふうに考えてございませぬ。今後、海水浴場の海水検査については、動向を注意しながら、また検討させていただきたいと思っております。

亀井委員

じゃ、ちょっと変えて、基準値以下とはいえ、三浦の金田湾のヒジキとか、またナマコとかシラスからも、ついに海産物から放射性物質が検出されたんですね。この現状をどういうふうに分析していますか。

水産課長

本県の水産物の検査につきましては、3月29日から、国の機関であります独

立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に分析を依頼いたしまして、2週間に1回の割合で、最大5種類の魚種の検査を実施してまいりました。今後も続ける予定でございます。今まで、アジ、サバ、イワシ、シラス、ヒジキ、ナマコ等の海産物、また河川では、アユなどの15種29検体について、放射性ヨウ素及び放射性セシウムについての検査をしてございます。いずれも不検出もしくは食品衛生法上の暫定規制値を大きく下回っているという結果が出てございます。

特に、放射性ヨウ素につきましては、4月26日以降、全ての検査において不検出でございます。放射性セシウムについても、海産魚では規制値の50分の1にほぼ当たります、スズキですね、これは9.3ベクレルという上限の値が出ておりますが、あとほとんどのものについては、不検出か、それよりはるかに下の数値ということでございます。

また、福島県に近い千葉県でも、多種にわたって水産物の放射性検査を行っておりますが、いずれも規制値を超えた結果は出ていないということから、神奈川県沿岸への放射能の影響は、現時点では薄いと考えてございます。今後とも、数値としては減少傾向にあるという認識を持ってございます。ただ、今後、食品の安全、水産物の安全性ということも確認しなければならないということから、対象種の拡大、回遊性の魚についても、他県の検査状況を見ながら、検査を実施していきたいと考えております。

亀井委員

過去にそういう形で数値として検出されたけれども、現在は出ていないから大丈夫だよという話ですよね。最後にちょっとお話しいただいた答弁と重なるかもしれませんけれども、今後、観測地点ですとか対象魚種を拡大しなければいけないし、魚だけではなくて、海藻とか貝とか、海藻なんか特にそうだと思うんですけども、どのようにそれを拡大するかということも、今後のことですけれども、教えていただいてもいいですか。

水産課長

今お話しさせていただきましたように、これからもどのような状況が続くかということをお県の皆さんに御報告させていただくためには、放射能検査を継続していきたいと考えております。その中で、今までは東京湾と相模湾で多く取れる魚種を検査対象としてございましたが、これからは検査地点を多くとりまして、さらに多く取れる魚種以外の表層、中層あるいは低層の魚についても、検査対象としていきたいと考えております。

亀井委員

分かりました。次の質問にいきます。

震災に伴う電力不足による経済への影響について、支援策ということも含めて聞きたいと思うんですが、今回の震災により箱根の旅館などは、ちょっと前まで閑古鳥が鳴いていたんですね。今だんだん復活してきたんですけども、電力不足とも相まって経済への影響が非常に懸念されています。特に経営基盤が弱い中小企業への影響は深刻だと思うんですけども、県としてどのような支援を行うことができますか。

金融課長

県内中小企業の震災への影響につきましては、震災直後、また4月末と、中小企業活性化推進モニターや中小企業団体中央会と情報連絡網、これらを通じたアンケート調査の結果などからは、間接的影響による売上減少が特に中心となっておりまして、それに伴う資金繰りの悪化が懸念されております。

現在の資金調達状況としましては、5割の方が不十分というような結果で、今後の業況見通しも悪化が75%という結果でございましたけれども、中小企業の資金繰りを支えるということで、融資限度額の拡大や、利率、保証料の軽減など、充実強化を実施しております。具体には、震災の影響を直接、間接に受けたそれぞれの被災状況に応じて、三つの資金を用意して対応してまいります。

まず、激甚災害特別融資につきましては、県内で直接被害を受けた方の事業再建に必要な資金を支援してまいります。二つ目の景気対策特別融資は、リーマンショック以降、引き続き厳しい経営環境にある中小企業を対象にしたものでございますが、大震災の影響に関わらず売上げが減少している方を支援するオールマイティーの資金でございます。三つ目に、この5月の補正予算で新設させていただきました震災復興融資、これは、特に東日本大震災の直接、間接の影響により、経営に支障を来しておる方を支援するもので、先ほど申しました激甚災害特別融資、景気対策特別融資での補償枠、融資枠とは別枠で2億8,000万円を融資金としております。これは、リーマンショック以降、引き続き厳しい経営環境にある中小企業、これらの方については既に先の保証額を使い切っている方には、最優遇の条件で利用していただくと、そういうものであります。

中小企業につきましては、リーマンショック以降、引き続き厳しい経営環境ということで、この三つの資金を中心に、事業継続に資する資金繰りをしっかりと支えてもらいたいと考えております。

亀井委員

金融面での支援策は分かりました。

リーマンショックを受けてその後ですから、とはいえリーマンショック以上の打撃をやっぱり受けていますね。ですから、金融面だけではなくて、要するに中小企業も含めた商工業全体を活性化させる方策として、金融面以外に何かあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

産業部長

商工業全体というお話なので私の方からお答えさせていただきますが、本県ではこの他にも、神奈川県県民生活・経済対策取組指針というのをつくっております。それを中心に様々な経済対策に取り組んでございます。

具体的な事例を申し上げますけれども、欧州で、ロンドンになりますけれども、県内の食品企業の販路拡大支援を目的に、神奈川県フェアという形で開催をさせていただいた。ちょっとこれは大きな話ですけれども、それだけではなくて、県内におきましては、各商店街であるとか地域において、東日本大震災被災地支援イベント開催を支援させていただいた。これを具体的に申し上げますと、朝市フェスタというような形で、その具体の地域の方々、さらには様々な地域で特産品等を持っていらっしゃる方々を含めて朝市に参加していただいて、地域でいろいろな活動をしていくということ。さらに観光面につきましては、がんばろう！日本 「元気なかながわ再発見キャンペーン」というのを全

県で展開させていただいております。これは、従来ですと秋口にやっていたものを前倒しして6月1日からやらせていただいて、観光客の誘致促進に努めているという状況がございます。

こうした取組をはじめとしまして、産業部につきましては、商工業の活性化に向けた方策について取り組んでいるところでございます。そして、今後につきましても、県内企業を対象としたアンケート調査を実施させていただいたり、あるいは企業の方から生の声をお聞きしていきたいと考えております。その上で、元気な神奈川、そして元気な日本というのをも発信していきたいと考えている状況でございます。

亀井委員

分かりました。頑張ろう日本、元気な日本、分かります。分かるんですが、もちろん、中小企業の支援をしっかりとやらなければいけないんですが、細かくもっと業種別に、例えば港湾とか自動車とか住宅関係、不動産とか観光とか、やっぱり全然違うと思うんですよ。全然とは言わないけれども、全然じゃないんだけれども、電力不足によって事業の復活する困難性みたいなものはちょっと違ってくると思うんで、やっぱりそれは業種別にもっと細かく見て、一緒に頑張りよう日本はいいんだけれども、そうではなくて、もっときめ細かく県としては手を打っていかないといけないなと思いますので、その辺のところを要望しておきます。

次へいきます。

企業の節電対策ですけれども、先ほどの質問でも出ていましたけれども、勤務体制をシフトする企業が出てきていて、私の地元にも大きな自動車会社があって、そこは土日が今度、出勤になるんですね。その自動車会社は裾野が広いので、自動車関連の企業が結構多いんですよ。やっぱりそこも同じように土日が出勤になると、先ほどの質問にもあったように、保育所等にも預けられなくなっていっちゃうとか、土日はやっていないから子供を預けられない状態が出てきちゃうんですね。もちろん企業内での保育室の整備もそうだけれども、これは市町村レベルかもしれないけれども、市立の保育所に関して土日の開園みたいなこともやっていかなければいけないと思うんです。

これも時限的な問題かもしれませんが、非常に今、共働きの方が増えている中で、切実な問題になっているんですけれども、先ほどは要望でやめておいたんですけれども、この辺について、県はどのように考えていますか。

商工労働局企画調整課長

今お話しの内容、確かに今、企業さんの中で休みをシフトするというような形で、結局、土日にも出勤をする。結果的に共働きの家庭の場合ですと、お子さんをどうするかという問題が出てくるのではないかというお話、聞いてございます。

企業内保育施設がどれくらいあるかということについては、ちょっと古いんですが、平成22年3月末時点で51施設が県内にあると聞いてございます。ただこれが、全体として数が多いのか少ないのかということについては、ちょっとはっきり分からない部分もありますが、ただ、こうした、いわゆる節電期間中の育児、介護中の職員の支援施策といたしまして、例えば日立製作所さんで

は、土日利用できる保育施設が少ない場合は、複数の事業所で、事業所内で保育士さんあるいはベビーシッターの方に見てもらえるような、臨時の託児所を設置するような動きもあると聞いてございます。今後、こういった取組が、各企業さんの間でもいろいろと御検討されていくのかと考えているところでございます。

次世代育成課長

私の方からは、皆様には保育園という名称で親しまれております認可保育所の対応状況についてお答えさせていただきます。

まず、認可保育所の開所の時間等について御説明いたしますと、認可保育所は、日曜、祝日、年末年始を除く毎日、1日11時間の開所を基本といたしております。それ以外の時間につきましては、1日11時間を超える時間については延長保育事業、それからお休みの日につきましては休日保育事業というのを実施することができることになっております。延長保育事業につきましては、県内のほとんどの認可保育所で実施されておりますけれども、休日保育につきましては、現在1,060ほど、県内に認可保育所がありますが、昨年度の実績では、30の園において休日保育事業を実施しております。

こういった中で、先月、5月18日、厚生労働省の保育課長から、保育の実施主体は市町村になりますので、市町村において今回の電力需給対策に伴う保育の利用ニーズについて把握をするとともに、延長保育、休日保育、追加的に実施する体制を確保するようという通知がございました。私ども、速やかに市町村にお示しをしたところでございます。その後、産業界の動きといたしまして、5月31日に経団連から、それから6月2日に日本商工会議所が会員企業に宛てまして、時間の変更に伴う保育ニーズについて、できるだけ早急に地方自治体あるいは厚生労働省に情報提供するようという通知を發出されております。

これを受けまして、現在、県内の市町村においては、利用のニーズの把握、それから延長保育、休日保育の体制について、鋭意、検討、準備を進めているところでございます。先日、海老名市で、公立の保育園1園で、そういったニーズに対応するというようなことを決定、発表されたわけですけれども、他の市町村でも御検討されているところでございます。

ただ、延長保育については、自園で対応されるような方向が多いと思えますけれども、休日保育につきましては、お預かりするのは保育に欠けるということで、御両親共に勤務に当たっていない、ですからどちらかが日曜日出勤になってという場合には、どちらか御在宅であれば、家庭でお子さんを見ていただく。あるいは、元気なおじいちゃん、おばあちゃん方と同居されているときには見ていただくということになりますので、自ずとその利用も限られてくるかということで、多くの市町村では、交通の便などを考えて、拠点方式で休日保育を行う方法を検討されているところが多いというふうに把握しております。

亀井委員

企業もそうですし、各基礎自治体に関しては、やはり県としてできることはしっかりとアピールしていかなければいけないですし、啓発・啓もうをこれからやっっていかなければいけないと思うので、こういう方々がこれから増えてく

るんだということを前提に、対応をお願いしたいということを要望しておきます。

次ですが、節電に関して、今もやっているんですけども、見える化、可視化についてお尋ねします。

電力の需要状況をリアルタイムで伝えることが有効だと思うんですけども、電力需要状況について現在どのような形で情報提供されているのか。また、これから夏に向かって、気温が、1度、2度、3度と上がってくるんですけども、電力需要の可視化については、どのように考えていかなければいけないと思いますか。

総務局企画調整課長

まず、電力需給の現状で申し上げますと、3月22日から東京電力の方で、管内の電力の使用状況を棒グラフにして提供してございます。6月からは翌日の予想最大電力も出るような形になってございまして、翌日に向けた節電への行動計画を立てやすくなったというような評価を受けているとも聞いてございますけれども、ただ、こういった電力の需要の状況あるいは予測について、見える化をすることにつきましては、今お話しのとおり、県民の皆さん、あるいは事業者の皆さんが節電をするための動機付けになるということでございまして、政府の方でもそういったことを促すということが計画に盛り込まれております。

最近になりまして、テレビのニュースでも需給状況を放映するようになっておりますけれども、今後、即時性をより一層高めるといようなことで、今、1時間単位で出ているものが、更に時間が細かくなって出されるということも、一応聞いております。まだ実現しておりませんが、そうしたきめ細かく、より一層リアルタイムな情報が提供されるようになるのではないかと考えております。

また、今、テレビ等で始まっておりますけれども、今後の公共交通機関での画面の表示であるとか、あるいは携帯電話や民間のウェブサイト、これも一部やっておりますけれども、そういったところでも幅広く提供される、できるようになるのではないかと考えておりますけれども、本県におきましても、ホームページには載せておりますけれども、そうした分かりやすくなったものを更にまた掲載していくような形で対応していきたいと考えております。

亀井委員

最後に、節電に関しては、先ほどからも議論になっておりますけれども、これは国の方針として、大体一律15%、そして今回、罰則も付けられるということもあるんですが、あめとむちじゃないですけども、県として何らかのインセンティブを与えられないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

地球温暖化対策課長

確かに私ども、節電の取組に際しましては、単に罰則だけで動くというよりも、むしろ何か励みになることが必要ではないかと考えてございます。そこで私ども、事業者さんも含めた団体、企業、それから県民お一人お一人の、環境に寄与する活動につきまして、かながわ地球環境賞という表彰制度を持ってございます。これは、かながわ地球環境保全推進会議という会議体と一緒に進め



ている事業でございますけれども、平成23年度からはこの1項目として節電大賞という部門を設けて、節電に取り組んでその成果が顕著であった方々に対する顕彰制度を今年度から運用していこうと考えてございます。

この節電大賞を皆様方、県民の方々に広く知っていただくことによりまして、節電に対する取組の励みにしていただこうと考えているところでございます。

亀井委員

こういうインセンティブがあると、やっぱりやる気も出るんですけども、企業によっては、今までずっと節電していて、もうぞうきんを絞っても水が出ないように、もう幾らやっても節電なんかできないよというところまで来ちゃっているところと、こういうインセンティブがあるからやってみようかなというような、格差があると思うんですよね。それを県としては何らかの形で埋めなければいけないかなということだと思っておりますので、その辺のところの微調整というか、そういうところも必要かなと思っています。

それで、インセンティブの話をしていただいた後ですけども、より効率の良い節電の仕方というか、そういうことに関して、例えばIGESというのがあるじゃないですか。これはCO2削減とか温暖化対策ですけども、節電と温暖化対策というか、節電とCO2削減は表裏の関係にあるかなとも思うので、せっかく本県にIGESという機関があるので、こういうところのノウハウをしっかりと、こういう機会だからこそ活用すべきではないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えますか。

環境農政局企画調整課長

ただいま御質問がございましたIGESは地球環境戦略研究機関という位置付けになっておりますが、こちらは環境問題に関する政策研究を行う機関でございます。どちらかといいますと、理系と文系というような分け方をした場合は文系というような整理になっている機関でございます。

今回の震災の対応といたしましても、当組織の中では緊急に研究プロジェクトを立ち上げてございます。環境エネルギー政策や家庭での節電に対して、実証的な政策提言を行うというようなこととしております。具体的には、新しいエネルギー政策についてのシナリオ、経済都市と制度設計に関しての研究のほか、県下の業務等における節電の取組への方策に対する視点だとか、こういうような視点からの支援をするということを伺っております。

亀井委員

分かりました。やっていることというか、そこでどういう活動をしているかというのはよく存じ上げているんですけども、この時期だからこそ、こういうところを、より積極的に県が使っていくような形で、方向性としてそういうことをお示しいただきたいなと思いたしましたので、その辺のところをこれから検討していただきたいと思っております。